

## 西目屋村子育て短期支援事業の利用について

子育て短期支援事業は、保護者の病気やけが、育児不安などで、家庭でお子さまを養育することが困難な場合、安全な施設でお子さまを一時的にお預かりする事業です。

また、育児に関する相談へ対応しているほか、育児疲れによる保護者の休養のために保護者自身も施設を利用することができます。

**【対象者】** 村内に住所を有する児童やその保護者であって、次の理由で一時的に家庭での養育が困難な方（ただし、保護者のみの利用はできません）

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) 経済的問題等により緊急的一時的に親子保護を必要とする場合
- (6) レスパイト・ケアや児童との関わり方・養育方法等について、親子で利用が必要であると村長が認めた場合

**【利用期間】** 7日以内



**【利用施設等】**

就学前児童 保護者	弘前乳児院（里親支援センター弘前） 住所：弘前市大字品川町152番地 電話：0172-35-2155
18歳未満児童	ショートステイ里親

**【1人1日あたりの利用料等】**

	利用料	食費
児童	500円	無料（朝食・昼食・夕食提供可能）
保護者	500円	1食300円（昼食・夕食提供可能）

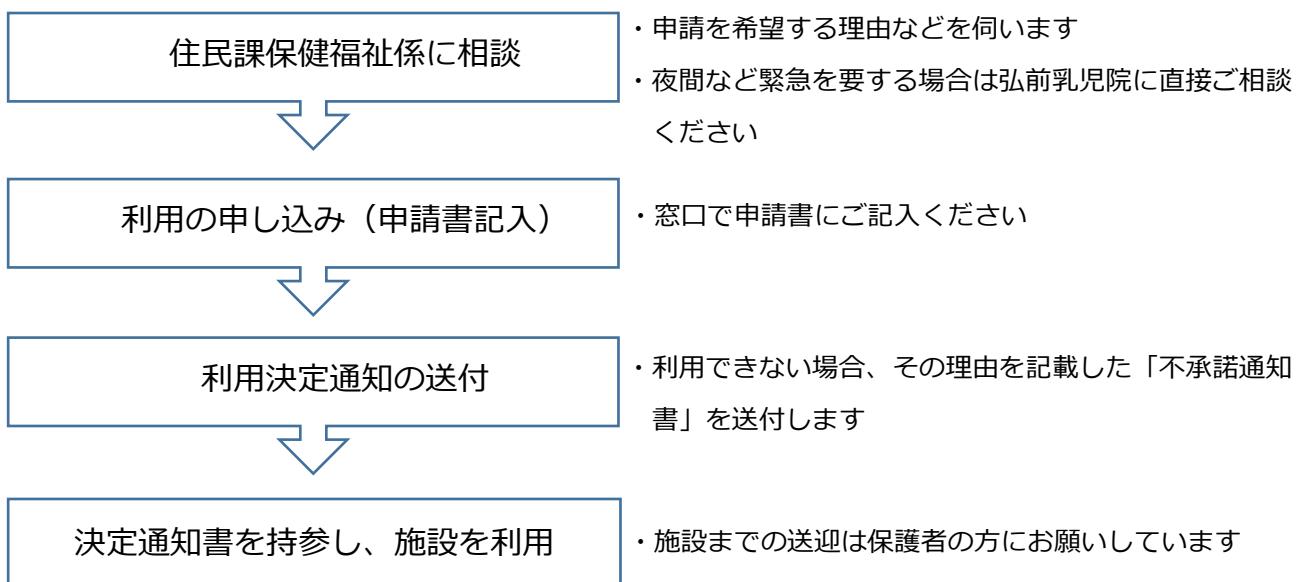
※ 保護者の食事の提供は、前日までに申し出が必要です。

※ 1日あたりとは0時から24時までの24時間です。

※ 利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については保護者の方に実費を負担していただきます。

※生活保護世帯は無料となります。

## 【利用の流れ】



## 【施設利用時に必要なもの】

母子健康手帳、マイナ保険証等、医療費受給資格証、お薬手帳、着替え、服用中の薬、その他必要な物（おむつ、哺乳瓶、ミルク、おもちゃ等）

## 【施設を利用できない場合】

- (1) 施設の事情（施設の定員超過、感染等）により受入が困難な場合
- (2) 対象者が感染症に罹患し、他の利用者に感染させる恐れがある場合
- (3) 疾病等により医療機関で医療を受ける必要がある場合

## 【その他】

- ・家族、親族、知人等から養育の支援を受けることが困難な方の申請を優先いたします。
- ・虚偽その他不正な理由により申請したことが判明した場合、利用の決定を取り消すことがあります。

## 【問い合わせ先】

西目屋村役場 住民課保健福祉係 0172-85-2804